

Law School設置特集 2



C O N T E N T S

Law School設置特集	
地球市民法曹養成の幕開け	2
座談会 ロースクールの開設に向けて 入試（前期日程）を終えて	6
Farewell	
ふくりゆくものはわが身なりけり 立命館在職31年の回想	川上 勉 14
Research Project	
「現代韓国の治安法、警察・情報機関」の報告	生田 勝義 18
シカゴに、ようこそお帰りなさい!	指宿 信 20
My Book	
『日本の地方自治と都市政策 ドイツ、スイスとの比較』を出版して	村上 弘 24
『目安箱の研究』について	大平 祐一 28
Departure	
大学教員として出発するにあたり	野澤 充 31
就職好景気の対価支払にむけて	平山（豊田）幹子 32
Media Coverage	
学会・研究活動報告 33	学術交流・研究活動 35

Law
School
設置特集

施設紹介

地球市民法曹養成の幕開け

法科大学院設置事務課

鈴木 淑子 SUZUKI Toshiko

立命館大学法科大学院は、西園寺記念館から出発します。

1988年、立命館大学の国際化の幕開けとして、国際関係学部が設置され、そのメインキャンパスとして西園寺記念館が建設されました。その後、国際関係学部は順調に発展し、衣笠キャンパスに移転しました。

その記念すべき西園寺記念館を、今回法科大学院のために全面的にリニューアルしました。全館に無線LANを配備するなど、21世紀地球市民法曹養成の幕開けにふさわしい施設に生まれ変わりました。

以下、その概要を紹介します。



立命館学祖
西園寺公望



法科大学院正面玄関

1 長時間の学習に適した自習室

何といても、法科大学院では自学自習が求められる。西園寺記念館は地下（といっても実質的には1階なのだ）に5室の自習室を備え、所属する院生全員が一度に自習学習することを可能にしている。自習室の机と椅子は長時間利用しても疲れないものを準備した。そのために自習室の計163席の椅子は超高級なものとなった。これにより院生の勉学意欲が高まることを期待したい。



ローライブラリー閲覧席



自習室

2 臨場感いっぱいのコートルーム

法廷教室ではなく、コートルームと呼ぶ。ここで模擬裁判を実施し、丁々発止の論議が交わされることになる。自己の主張だけでなく、相手の主張にも耳を傾けられる人材を養成することをめざす。他に模擬民事調停等にふさわしいラウンド法廷教室もある。どちらも多目的な利用が可能である。



コートルーム

3 相談者がリラックスできる リーガルクリニック室

立命館大学法科大学院の特徴のひとつが「リーガルクリニック」である。この授業を実りあるものにするために、クライアントが落ち着いて相談できる環境をつくることが重要と考え、ゆったりした空間を心がけた。壁に絵などを飾ることも検討している。



ラウンド法廷教室

4 情報検索力をつける情報演習教室

情報演習教室には30台のパソコンを設置した。情報教育を徹底的に行う。情報を収集し、集めた情報を取捨選択し、法的判断に活用する能力はこれからの法曹に求められる力量のひとつである。この教室で、その力を養成する。講義のない時は、自習室として開放する。



情報演習教室

5 遠隔地との講義も可能な教室

遠隔授業のできる部屋を1室用意している。現時点では、法科大学院の授業における遠隔授業は認められていないが、近い将来には他の法科大学院の講義を聴くなど、多様に活用することが想定される。アメリカのロースクールの授業などを受講することもできるようになるかもしれない。

6 階段教室

中教室3室は緩やかな階段教室とする。ソクラテスメソッドを実践するために、受講生全員の顔が見渡せるようにした。理解していないような顔をする院生を見逃さない。もちろん、居眠りはさせない。教員と院生の共同作業の大切な場となる。



階段教室

7 ローライブラリー

法科大学院院生と教員専用の図書室である。ここには初年度2万冊の図書や雑誌が配架される。ここには初年度2万冊の図書や雑誌が配架される。4万冊収納可能なので、毎年の増加や寄贈にも十分対応できる。閲覧席は128席。平日の開館時間は午前9時から午後10時。土曜日は午前9時から午後5時まで。日曜日は閉館する。なお、メインキャンパスの中央図書館は日曜日にも利用できる。



ローライブラリー



ロビー



コンビニエンスコーナー



学生談話室



カフェテリア

法科大学院開設3年目には、この素晴らしい環境の建物を後にして、より交通至便な場所に移転する予定です。まだ設計図はかたまっていませんが、そこでは、より豊かな学習環境を整え、OB・OGも気楽に立ち寄れるスペースのある法科大学院棟を建設します。みなさんのお知恵をいただき、素晴らしい施設をつくりたいと考えています。

Law
School
設置特集

座談会

ロースクールの開設に向けて 入試（前期日程）を終えて

法科大学院研究科長就任予定者・憲法

市川 正人

法科大学院実務家教員・ジェンダーと法

段林 和江

法学部教員・商法

山田 泰弘《司会》

法科大学院研究者教員・憲法

大久保 史郎

法科大学院研究者教員・民法

和田 真一

1 はじめに

山田 ロースクールも前期日程の入試を終え、開校まで秒読み段階となっています。本日は、「ロースクールの開設に向けて」と題する座談会を企画しました。前期日程の入試から見いだせる課題や、カリキュラム開発などの法科大学院の中身について、専任教員とされる先生方にお話しいただきます。まず、立命館大学の法科大学院設置の経緯などを、研究科長就任予定者の市川先生にお伺いします。

2 法科大学院設置の経緯・理念

市川 1999年7月に司法制度改革審議会が発足し、法曹養成制度の見直しが制度改革の大きな柱の一つになります。立命館大学も11月にロースクール推進委員会を立ち上げました。7月には京都大学や大阪大学で日本型ロースクール問題のシンポジウムが行われ、秋には神戸大学・関西大学でも行われ、当時、テンポがやや遅いかなという印象もありました。しかし、そこからは立命館大学のことですから、方向性が決まれば早い。連続して、国際シンポジウムやモデル授業の公開を行いました。

内部的には、どの程度の規模の法曹養成を行うか、法曹養成の理念は何かといった問題を議論して、2000年1月という比較的早い段階に「21世紀地球市民法曹」というスローガ

ンを打ち出しました。これは、今のグローバル化時代を反映しています。同時に、市民の権利を実現する「公共性の担い手」を養成するという側面を表します。とりわけ、立命館大学は、戦後、「平和と民主主義」の教学理念を旗印に学園運営をしていますので、それを今日的に発展させ、承継していくという意味が込められています。

授業を通してこれをどう実践していくかが重要で、カリキュラム開発といった教育内容・教育方法にかなりの力点を置いてきました。早くからモデル授業をシンポジウムで公開していますが、それを見た文科省大学課長も「今まで大学は教育に不熱心だと発言してきたことを撤回したい」という程に好評でし

Ichikawa Masato _____



_____ **市川 正人**



た。単にスローガンだけでなく、法科大学院の本来の理念を忠実に実現するために、最も重要な教育内容の開発に真面目に取り組む、先進的な大学であるとの社会的評価も得てきていると思います。

大久保 実際には、1998年段階で各界からロースクール構想が持ち出され、99年には急激に進展しました。

市川 私はその頃、交換教員でワシントンD.C.のアメリカン大学にいましたから、詳しい経緯は知らないのですが、あちらでそんな噂を聞いた時、日本型ロースクールは夢物語で本気とは思えませんでした。しかし帰国した時には、具体化していて驚きました。当初は、有力校（国立10校私立10校）に限定して設置するとの話も出ていました。

大久保 各大学が法科大学院設置に名乗りを上げたら、条件を満たす限り、止められないだろうとは思っていました。

市川 中には法科大学院設置に積極でない大学もありました。とりわけ、現行司法試験でかなりの成果を上げているような大学は、改革する必要性をあまり感じていませんでしたから。他方で、法科大学院でもっと本腰を入れて教育に打ち込むことになれば、研究や研究者養成はできなくなりかねないと、かなりの抵抗もありました。必ずしもどこの大学も最初から一枚岩で取り組めたわけではないですが、立命館大学の場合は路線闘争というものほとんどなく、最初からみんなでやろうという感じでした。

和田 立命館大学は、司法試験合格の中位校ですから、法科大学院の設置は本格的に法曹養成にコミットできる千載一遇のチャンスである、という暗黙の了解が全員にありました。それに「やると決めたら全力でやる」と

というのが立命館の体質ですから。

「地球市民法曹」という教育理念は割と早く決まりましたが、グローバルセッションに抵抗がある人もいましたし、この点は、かなり議論しましたね。「市民」というより企業法務や知財とかに重点をおいて、具体性を持たせなければ、卒業生の就職先もないのではないかとか…。

市川 たしかに、「地球市民法曹」は打ち出しが弱いのではないかとという批判がありました。しかし「地球市民法曹」は、知財とか企業法務も一つの柱であり、国際性や公共性、さらには人権というものも、柱になっています。それぞれの分野で地球的な視点で考えながら活躍する法曹を養成するというわけです。多様な専門領域で活躍できる人材を養成できるよう、それぞれの領域で専門性や水準の高い教育を提供することを打ち出しています。

大久保 文科省が法科大学院の設置基準で科目を決めてくるから、一応それらを揃えなければいけない。どこの大学も横並びで、多様な専門科目を置き、デパート的な科目配置になります。この中でどう立命館らしさを打ち出すか。末川先生以来の「権利のための闘争」的な「平和と民主主義」や人権的な内容をカリキュラムにどう組み込むかが課題です。もっとも、今の実務指向に対応しないと学生が集まらないかもしれませんが、この先の5年、10年勝負です。

このほかの考慮点は、「京都にある」ということです。どうしても東京や大阪にあるのとは違いますから、そこが強みであり弱みでもあります。企業法務でも、京都でどのようにやるかです。東京と同じように考える必要もないし、できません。すでに大学院で実

Okubo Shiro



大久保 史郎

践している「金融技術とリーガルエンジニアリング」の東京講座と連携して、よい方向を付けられればと思います。

市川 考慮点といえば、規模のこともあります。立命館のロースクールの規模は、一学年150人です。300人のロースクールもありますが、これは法科大学院としてかなり大きな規模です。この規模では専任教員の数も多くなりますから、一つの特色だけでは間尺に合わなくなり、いくつかの専門性を有するデパート的なものになります。

段林先生とも関係しますが、立命館大学の特徴は、早くからジェンダーの視点を取り入れている点もあります。これは、二宮周平教授、松本克美教授といったジェンダー法学をリードする人材を立命館が擁していることに由来します。具体的には、「ジェンダーと法」という科目や、女性と人権問題に特化した「リーガル・クリニック」も選べます。

段林 立命館がジェンダー問題に力をいれていることは、「実務家教員に」というオファーを頂いた時に驚いたことの一つでした。私自身、ずっとマイナーなことをしているつもりでしたから。正直に言えば、これで学生が集まってくるのかなとも思いました。しかし、重要な問題だがマイナーとされているからこそ、立命がきちんとやっつけていきたいとお聞きして、真剣に考えてくれているのであれば、私も是非協力したいと思いました。

大久保 この他の立命館大学の特色といえば、法科大学院と法学部や既存の法学研究科

との連携を強く意識して、いつも一体となって動いている点があります。これをどう生かせるかも、重要な課題ですね。

3 入試（前期日程）の状況

山田 つぎに、法科大学院入試（前期日程）にテーマを移したいと思います。まずは市川先生に口火を切って頂ければと思います。

市川 現段階は入試の前期日程の発表が終わったところですが、前期日程については立命館大学で1371名の応募があり、定員150名の約9倍の受験者です。これは関西の大学では標準的なものです。

立命館大学の入試は、法学未修者用の三年制の専願と法学既修者の二年制の専願、それから、三年制と二年制の併願という三つの方式があります。この三つのパターンのなかでは、三年制を専願する受験者が一番多かったですね。入学者に関しての今春の目途としては、三年制は50人、二年制は100人ということでして三年制は募集の目途の三分の一しかないのですが、この三年制だけを目指すという人が約50%強いわけです。その三年制専願の志願者の経歴とかをみると、お医者さんや、外資系企業でバリバリ働いている人、外国赴任経験のある人など、非常に多様な経歴をもっています。これまで社会の第一線で活躍してきた人がかなりいて、もちろん学生で三年制専願という人もいますが、多様な顔ぶれがきているといえます。

一方、未卒者の割合は現役4回生を含め全体の三分の一くらいでした。法学部生あるいは法学部卒業生で司法試験を受けている者は、全体の中ではそう大きな流れにはならなかったという感じになります。この点は、思ったほど二年制の専願が多くなかったということからもわかります。

このほかの特徴としては、合格者の出身校では偏差値学力で見ると立命と同程度の学校かあるいはそれ以上の大学ばかりであるという点でしょうか。これは、司法試験で成果を挙げているいわゆる中堅校で共通の現象です。いずれにしても、基本的にはかなりレベルの高い層を合格させることができたと思います。

大久保 入試の選考については、大きく分けて2点ほど気になることがありました。第一に、適性試験と評価は必ずしも連関しないように思いました。第二に、どのような人材を求めるかという問題にも繋がりますが、試験を充実させる必要があると思います。ペーパーテストには限界があり、将来の資質はそれではわからないかもしれないからです。たとえば、グループディスカッションや面接の充実や、推薦状といったものの導入などが考えられます。現行の入学試験は、ロースクール入学後の教育を受ける資質を審査する内容としては、まだまだ改善の余地があるように思います。

段林 グループディスカッションの結果はどれくらい重視すべきでしょうか。実務で重視されるのは、ディスカッション能力より、リーガルライティングの方だと思います。グループディスカッションや面接は、むしろ、ペーパーで点数が取れた者の資質をチェックする程度に留めてもよいかもしれませんね。

大久保 たしかにリーガルライティング能力は重要で、ロースクールで訓練された者が民間からの評価も高い理由は、書類作成能力にも長けているからです。しかし、リーガルライティングは入学後に学習する課題とは言えません。

和田 グループディスカッションで何を評価するかも難しいですね。学部では、議論を盛り上げるようなパフォーマンスがある学生は講義やゼミを活性化させますから、彼らを高く評価する傾向にありがちです。これでは、たしかに、法曹としての資質を見ることにはならないかもしれませんね。

市川 今回の入試に関していえば、よく発言をするというようなパフォーマンスだけでは、評価されていないように思います。むしろ、相手の話す内容を聞いて、それにきちんと対話する者であれば、発言の少ない受験者でも、よい評価を得ています。この点は、立命館の教員はきちんと考慮できたといえるかもしれませんね。

段林 先ほど、大久保先生が適性試験と評価の結果が必ずしも相関性がないとおっしゃっていたのですが、それは適性試験での評価の高

Danbayashi Kazue



段林 和江

低が余り当てにならないということですか。

大久保 適性試験はあってもいいのですが、別な試験を課すことによって適性試験の意味がはっきりすると思います。適性試験だけに頼れないという印象ですね。

もっとも何を評価対象として、選考基準はどうするかは、やはり難しいですね。今回、立命館では、現行司法試験の成績、端的には、択一合格を評価点としています。択一がある程度できるということは、法律科目を一応は勉強したということでしょうが、択一合格を目標とした知識の習得はリーガルライティング的な能力の素養を表すものではなく、機械的な暗記の成果とも言えますからね。このほか、TOEFLとか英検などの英語力評価も加味しました。これからは語学のできる法曹が必要であるという理想像の反映で、どこの大学もしましたが、資質審査としてはどうでしょう。

市川 専門の「多様性」を考慮して、語学のできる者を獲得するというのがアドミッション・ポリシーでしたから。その意味では、英語のできる人を誘引しようとし、一応成功したと思います。

大久保 そうですね。これは成功したのですから、そのような人材を集めた結果が吉とでるか凶とでるか分かりませんが、どう生かすかは、これからの私たちの教育にかかっているわけですね。

4 ロースクールのカリキュラムについて

Wada Shinichi



和田 真一

山田 先ほどから、カリキュラムについて議論が及んでいますが、この点に移ります。

市川 カリキュラムについては、基本的に文科省の設置基準の枠組みがありまして、すでにお話にありましたように、枠組そのものは全国的に決められています。その中で、立命館大学の法科大学院がどういう特色を出していくかです。

カリキュラムの特色として次の四点を挙げることができます。

第一に、法律科目の配置について積み上げ方式という段階的学習が挙げられます。これは、まず各科目の講義を一年次にやって、次に演習を二年次にやります。この段階では、憲法、民法などの科目ごとに講義、演習を実施します。三年次になると、公法、民事法、刑事法の実務総合演習があり、そこで専門分野を統合した複合的な問題への対応能力を涵養します。それぞれの分野から入って専門性を積み上げていき、最終的に知識や能力を統合し複合的な問題を扱うわけです。

この点を徹底させるために履修前提制があります。これは、前提となる科目の単位を取っていないと次の科目に進めないというものです。たとえば、民法の場合は、民法演習を受けるためには民法講義の五つ全部の単位を取得しなければ、二年次の民法演習は受講できません。さらに、三年次の実務総合演習を受講するためには、関連する演習の単位を取得することが条件です。たとえば、民事法実務総合演習を取るためには、民法、商法、民

事訴訟法の三つの演習の単位を取得する必要があり、学生にはかなり厳しいものとなります。これで、学生は、段階的に力を付けていくことができます。

第二の特徴として、実務的な視点を重視していることが挙げられます。実務基礎科目を置き、「リーガルリサーチ・アンド・ライティング」、「法曹倫理」、「要件事実と事実認定」という科目が必修になっています。先ほどの実務総合演習は科目間の総合に加え、理論と実務の総合という面もあり、実務家と研究者がペアを組んで授業を行います。実務的な観点もかなりいれて授業を行おうとしています。さらに、先ほどから話が出ているリーガル・クリニックとエクスターンシップが選択必修になっています。

第三の特徴は、先端展開科目を多様に開講し、専門性を涵養することです。先端・企業法務、国際・公共法務、生活・人権法務という三つのカテゴリーに科目がバックされて、その科目バックごとの履修で専門性を身につけてもらおうと考えています。既存の法学研究科で展開されている知財、税法や企業法務といった科目を、法科大学院の科目を取った上で受講することも可能で、更なる専門性を磨けるようにします。

最後に第四の特徴として、国際性が挙げられます。法曹英語や国際関連の科目を置いています。アメリカのロースクールの先生に来てもらって英米法の授業を英語でしてもらいますし、夏休みを利用して、ワシントンDCで3週間学習・実地研修をしてもらう外国法務演習もあります。

大久保 具体的な授業ですが、三年コースの場合も二年コースの場合も、入ってくる学生は多様ですから、彼らをどうフォローするかが重要になります。この点の自覚が教員には必要ですね。

市川 その点は、カリキュラムアドバイザーといって部門ごとに学生の履修相談にあたってくれる人や、クラス担任を設け、履修指導を行うことで対処します。それから科目担当者はオフィスアワーを作り、学生の質問に答えてもらうということも考えています。授業のやりっ放しということではなく、先生方は

常に学生と接して相談ののって指導していき、まめに対応することが重要になります。

和田 一年次の時間数が非常に限られています。学生の予復習と正課の90分の時間以外で、学生とのやり取りを通じて、彼らに自主的に勉強をさせることの重要性は、はっきりしています。新司法試験でも択一が入ってしまうのに加え、統合問題もどこが出るかわかりません。いくら考えるトレーニングを法科大学院でやったとしても、民法でいえば、受験生は民法総則から相続法まで受験の段階で知識として一通りきちんと持っていないと、何が出てきても臨機応変に対応できるとはいえません。演習で扱うテーマは、一定のケースや設問を使って、さらにブラッシュアップでき、実務総合演習で民事訴訟法や民事執行法との総合的な問題の検討もできます。しかし結局は、論点全てを学習しない、「論点落ち」の状態となります。

先ほど市川先生が言われた、講義、演習、実務総合演習というピラミッド型の組み立てと能力的な面での練り上げは、かなりよくできていると思いますが、この「論点落ち」が気がかりです。

カリキュラムアドバイザーなどを利用し、授業で扱えない部分に対し学生が自主的に対応していくようにしなければなりません。たとえば、簡単なテストを学生が自分ですといった正課以外での学習の充実がないと、不安が残りますね。

大久保 アメリカでのロースクールの講義方法は、論点について、判例や論文を指定された分量だけ読んできて、それが理解できたら次に行くという教え方ですね。学問体系論を全て講義で扱うのではなく、論点毎にぶつ切りにして、学生がそれを一つずつこなしていくのにあわせて教えるというのが基本です。予習が中心で、論点毎の判例について、基本的なレクチャーを行い、討論していき法学的観点を育てます。

和田 全ての論点を、それこそ初学者を対象に行くと、条文の解説だけで終わってしまいますから、論点を絞っての講義になります。それでも時間が足りませんから、重要なのは、予習課題や講義で扱う、教材や判例の範

Yamada Yoshihiro



山田 泰弘

囲を予め厳密に指定することです。授業自体は、設問の解説を、どういう考え方で構成されているかを確かめながらするという感じになりますね。

市川 レクチャー方式ではないことは担当者の皆がわかっていますが、どの程度、学生との質疑を入れるかという具体的な中身の描き方には各担当者に違いがあるかもしれませんが、これはやってみなければわかりませんが、科目間、講義担当者間でも密に連絡をとることが重要です。

和田 結局、法科大学院の授業は、極めて重要どころだけをやり、全部追いかけていくことは不可能だと思います。やりすぎると今までのように、学生の知識は論点切り貼り式のものになってしまい、模範答案を切り貼ったような答案しか書けなくなりかねませんから。もっとも新司法試験の短答式は、浅く広く知識を確認するものになるのではないかと思うので、大事どころではなくても浅く広く知っているということは必要になります。授業では限界があるので、この点を意識して自分で勉強してもらいしかありませんね。学生の方で自主的な学習会を開いていって、もっと違う論点について自分たちで押さえていくというような自主的な研究会を組織させていくとか、考えられないかなと思うのですが。

大久保 それが必要ならば、無理がありますね。正課の講義の予習・復習に加えて、こういう論点をこなす時間やトレーニングをどこかでしてもらわなければ、困りますから。

市川 あとは、やはり書く力をどうするかということです。必修の「リーガルリサーチ・アンド・ライティング」は、その「いろは」を教えることはできます。しかし、実際に法的な問題にぶつかった時に、法的な文章にして解答するという訓練をしなければいけませんね。これは、各講義や演習でレポートを書かせて、まめに添削することで対処しなければならないように思います。

大久保 学生は、同時に何科目も受けていますから、それほどはレポートの提出を求められませんね。月に1回程度ですか。

段林 新司法試験の論文試験対策という観点からは、レポート作成では必ずしも実践的な力とはなりません。制限された時間で何も見ずに与えられた資料だけで書くという、試験本番に近いトレーニングにも配慮しなければなりませんね。

大久保 やはり正課以外に、1年次2年次で、論点主義での学習をし、3年次でライティングや試験の準備を実施してもらわなければなりませんね。新司法試験は2006年の5月ですから、2月か3月から5月まで、広く浅く知識を確認するために、図書館で専用の資料コーナーを用意して、模擬試験を徹底的にやらせるような制度設計を考えなければなりません。もちろん、正課の段階的学習論や専門性の涵養と整合性を付けてどう手当てをするか明確にしなければなりません。「今は何をするか」ということがわかる工程表を学生に提示して、教員もそれを十分に理解して、臨機応変に対応しなければなりません。これは、かなりしんどいかもしれません。

市川 教員以外にはティーチング・アシスタントの活用が鍵になりますが、法学研究科の博士後期課程の学生をそれに充てようと考え

ているので、全ての講義・演習に付ける余裕がないのが現状です。

和田 最初は、我々教員が全てを引き受けることとなりますが、2年目は、1年間授業を経験した先輩がいるから、クラス担当者が仲立ちすれば、自主的な勉強会などが生まれて、軌道に乗りませんか。

段林 昔は司法研修所の修習生が勉強会に来て、答案品評会をしてくれましたが、これは有志のボランティアでしたよ。受験対策としての書く練習ぐらいには、修習生や若手の弁護士もつきあってくれるのではないですか。

和田 そういった「学び合い、教え合う」という慣習の形成が重要ですね。最初の授業の予復習も一人でやるのもいいが、ある程度は、勉強グループ作らせることが重要になります。オフィスアワーに全員が個別に来てそれに教員が対処するとなれば、大変なことになりますから。「学び合い、教え合う」という自主的な勉強の仕組みを作るように誘引しなければなりませんし、最初は先輩もいせんから、教員が半強制的にでも作って、慣習化するしかないですね。

5 実務法曹との連携

山田 最後に、今後重要となる実務法曹との連携というテーマに移りたいと思います。実務の方が法科大学院にどのような印象をお持ちになって、どう関わってきたかという点について、段林先生、何かございませんか。

段林 そもそも、ロースクール構想は、司法試験合格者を3000人にしていくという法曹の大量養成という点と結びついています。私の実感として、3000人ずつも増やすという大量養成の需要は本当にあるのか、弁護士は食べていけなくなるのではないかと、という感覚がありました。ロースクール構想はこ





れとセットですから、私自身はかなり懐疑的でした。しかし一方で、この路線を基本的に変えられないのであれば、実務家として、どういう法曹を今後養成していくか、きちんと考えなくてはならないと思っていました。もちろん、OGとして母校の立命館もできるだけ良いものをつくってほしいという願いもあり、今こうして協力させていただいています。

大久保 法科大学院の立ち上げに伴い、法曹実務家とネットワークを作ることが重要だと思います。実務家の方々には学生をトレーニングする場合に協力していただかなければなりません。このほか、法科大学院に関わっていない人も含めて、実務家と教員、学生が交流をしていく場を設定することも重要だと思います。弁護士の方にとって我々と提携することが負担ばかりでなくて、メリットとなるような双方に利する関係を築くことが重要だと思っています。

和田 我々は、実務から離れた教育などありえず、誰でも最高裁判例に基づいて実務の動きを意識して教育を行います。しかしどちらかという実務家とのつながりは研究の関係です。教育面での実務家と研究者との連携は、法科大学院の設置で最初の一步を踏み出したところだと思います。中長期的には、実務家と大学教員、法学部との関係はどうなるかはわかりませんが、ここで交流する装置を作ることは良いことだと思います。

大久保 アメリカではロースクールを出てそのままその教員になる人なんていません。実務を経験して、ロークラークなどを務めた後に、論文などを書いて、プロフェッサーになる。日本ではまだ難しいですが、大きな

ローファームができれば、そういった可能性もありますね。

段林 いずれにしても、私自身はロースクールの中身はまさにこれからだと思います。意気込みというか、法律的な知識や能力にプラスアルファされる法律家としての大切な資質を、どこまで学生に身につけてもらえるかが、ロースクールで教育する側に立つ者の使命といえますが、責任だと思います。

裁判官の中でも、弱い立場の者の状況や気持ちに対する想像力が欠如している方がいらっしゃると思います。紛争当事者は、弁護士はまだ選べますが、裁判官は選べません。そういう意味では法律家の大切なところ、品格というような大切なものを養成することが重要だと思います。

市川 その意味では、現場に触れるといことは大切ですよ。立命館の場合はリーガル・クリニックかエクスターンシップを履修します。司法試験に受かるまでの間に、現実の法的紛争を解決する場に自ら接するという機会があることは、非常に大切だと思います。今度の制度改革のよい点の一つは、今までのように早く受かるには最初から受験勉強するしかないということを変えた点でしょうね。

山田 お話もつきませんが、専門性や能力の習得に関するお話にとどまらず、実務家と大学の交流の重要性や、法曹養成において「法曹としての品格」を涵養することの重要性が指摘されました。最後の点はまさしく、立命館の法科大学院の理念に繋がるようにも思えます。ご出席の先生方には、有意義なお話を聞かせていただき、ありがとうございます。これで座談会を締めくくりたいと思います。
(2004年2月2日開催)

Farewell

退職記念

ふりゆくものは わが身なりけり*

立命館在職31年の回想

川上 勉 KAWAKAMI Tsutomu



川上先生近影

今年の正月は北陸の温泉で迎えた。喪中だったので、おせちを準備する気にもならなかったからである。出かけることはいいことだ。偶然というか因縁というか、ホテルで1972年醸造の31年ものの古酒を見つけてしまった。創業1625年、金沢の福光屋が製造した「百々登勢」である。1972年という年号が目に飛び込んできたのは、言うまでもなく、私が立命館に就任した年だからである。こいつは31年間、こちらがあくせく働いていたあいだ、じっと眠ったままだったのか、この差はいったい何なんだと思いながら、ついつい大枚をはたいて一本買ってしまった。ところが、琥珀色をした「72年もの」を口にしたとたん、上質のコニャックを思わせるような、日本酒離れした濃厚な味わいが口いっぱい広がってゆく。この瞬間私は理解したのだ、おまえは31年間ただ眠り惚けていたのではない。この色と香りと味わいを出すために懸命に生きてきたのだと。しかも、こちらがたびれ果てて抜け殻のようになってしまったと

いうのに、こいつはますます輝きを増し、みんなからモテモテではないか。たかが酒の話ではない。どうやら、学問の世界も大学教育もまたしかりなのかもしれぬ。

こうして、立命館に在職すること31年。みそひともじならぬ「みそひととせ」、ただひたすら走り続けてきたふりゆくわが身のささやかな思い出と反省を述べることにする。

1972年（昭和47）4月に就任して早々、「人文研委員」なる役職を仰せつかった。現在の専任研究員とはちがって、研究所の業務担当だった。その時の後藤靖所長から土曜講座を担当するよう命じられた。5月までの企画は決まっているが、そのあとの計画を立てるということだった。まだ、法学部には法律の先生と政治の先生がおられるということしか分っていなかったときに、全学の教員の研究テーマが分かるはずがない。結局、所長のアドバイスのおかげで何とか企画も進展しはじめた頃、後期からは、退職したドイツ語の先生の後釜として急遽二部協議会委員に鞍替えとなった。つかの間の人文研委員だったが、その時から、どうして人文研しかないのだろうと疑問に思っていた。社会科学研究所を創り、総合研究所体制を確立する必要があると思ったものだ。

**川上勉 法学部教授
退職記念講義**

今年をもって、川上勉 法学部教授（理
学・フランス文学）が31年を研究の道
程に歩きました。退職にあたり、30年
の「学問」を下記の通り記念講演として
ご披露いたします。多数の方のご参加を
お待ちしております。

アンドレ・マルローと「希望」
— 今日希望を語る事ができるか —

日時：2004年1月8日（木）
第4期目（14:30—）

場所：存心館3階
803号教室

立命館大学法学部
立命館大学法学会

最終講義の案内板

ところで、当時の、いわゆる立命用語には驚かされた。その一つが「現・総・共」（現代化、総合化、共同化）である。よく冗談交じりに「幻想狂」と言ったものだ。いまでは、誰も口にしないし、教学上のスローガンとしての役割もほとんど失われてしまった。共同化には、教育の共同化と研究の共同化があった。共同研究のほうはよく分かるが、教育の共同化には悩まされた。

教育の共同化は、外国語の場合、学生とのさまざまな議論を通じて、共通テキストの使用とか自主編成のテキストの課題として提起された。よほど外国語の授業がクラスによってバラバラだという印象を与えていたらしい。しかし、法学部のフランス語の場合、私が就任したときにはすでに各クラス共通のテキストを使用していたので、課題は専ら新しいテキストづくりということになった。先任の片岡幸彦氏と二人、あるいは他学部の人たちも含めて、毎年夏休みになると、初級文法、初級読本、中級テキストいずれかの新版をつくるか、旧版を改訂するかといった作業を繰り返したものだ。集中的に研究できる折角の時間のなかから、テキストづくりに相当の時間を割いてきたのであったが、テキストづくりの過程で、なにをどのように教えるかが明確になり、共有化されてくるという意味があった。しかし他方では、共同化とはこういうことだろうかという疑問を感じたことも確かである。

本当は何が要求されていたのか。学生の要求は、なにをどのように教えるかということよりも、担当者によって成績評価がバラバラでは困る、評価の基準を明確にして欲しいと

いう、素朴な感情から出されたものではなかったか。さすればそれは、共同化というよりは評価の「客観化」である。のちにシラバスということがしきりに強調されるようになったのも、それで理屈がつく。教員が学生に対して、何をどの程度にまで学習すべきかを指し示し、学習の到達度をどのような方法（出題）によって評価するのか、しかも同一の科目においてバラバラではなく統一された方針として提示されるべきだということであろう。そう考えると、教育の共同化というスローガンはいささかすれちがいであったことになる。ところでいまは「教職員表彰」制度が導入されている時代だ。しかし、それこそ共同化の取り組みを優先的に褒賞するのではないかぎり、教育現場はますます個人競争の原理にあおられて行きかねない。いまこそ真の「教育の共同化」を掲げるべきではないか。

他方、共同研究には向き、不向きがあると言う人もいるが、私はどういうわけか、いつも何かの共同研究に参加してきた。いまはむかし、広小路の御所のすぐとなり、敬学館という木造の瀟洒な建物があった。四方を本棚に取り囲まれた小さな研究会室で、1930年代の世界の文学について共同研究を始めたのだったが、それ以降、「1930年代の文学」、「フランス文学批評」、「現代文学理論」、「日仏比較文化」、「ナショナル・アイデンティティ」とテーマを移動させながら、それをどういう風にまとめるか腐心してきたように思う。気がついてみると、文学から文化、歴史、政治へと自分の関心が移動していることがわかる。



最終講義会場に
掲げられた演題



先生の講義を楽しみに待つ大勢の学生達



最終講義をされる川上先生

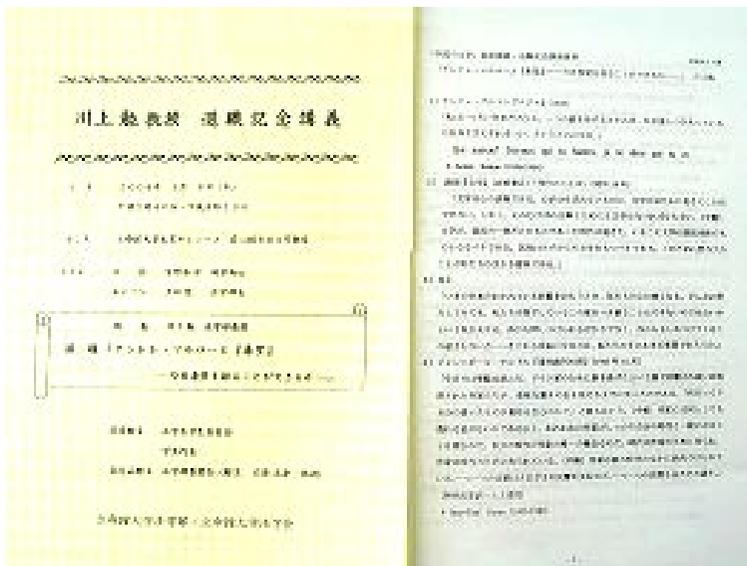
共同研究体制ということで気になることは、外国語教員の置かれた立場である。いまでは名前すら忘れられたが、「外連協」（外国語科連絡協議会）という組織があった。学部を横断する外国語教員全体の「連絡組織」であるが、『外国文学研究』という紀要を発行していた。共同研究を支える基盤は全く存在しなかったから、この紀要はまさしく個人

研究発表の場にすぎなかった。この「外連協」が、1989年に「国際言語文化研究所」と「外国語教育委員会」（現在は「言語教育センター」）に分離した。研究組織と教育組織をそれぞれに独立させるという方針そのものは間違っていないと思うが、外国語教員の上記研究所への結集は期待されたほどのものではなかった。そのうえ、衣笠と草津にキャンパスが分断され、条件がいっそう悪くなってしまった。おまけに、「文学研究」ということ自体が、なんだか時代から取り残されてしまったような風潮が支配している。個人研究と共同研究とを問わず、文学研究が難しい時代を迎えているような気がする。

ところでいまは研究業績評価が導入される時代だ。もし論文や著書の点数によって評価がなされるとすれば、共同研究の不利は免れない。なぜなら、共同研究の成果の公表は、数を追求するものではなくて、あくまで質を高めるはずのものだからである。悪しき業績主義と共同研究のゆくえを心配するのは、「ふりゆくもの」のたわ言だろうか。

（かわかみ・つとむ フランス語）

* タイトルは、入道前太政大臣藤原公経「花さそふ嵐の庭の雪ならでふりゆくものはわが身なりけり」より。



最終講義の配布資料

最終講義
の一幕



最終講義の司会を務める
宇野木法学部副学部長



学部長挨拶 上田法学部長



花束を持ってかけつけて
くださった吉田昌子先生



石原教授より
御礼の言葉



学生代表からの花束贈呈

Research
Project

科研プロジェクト

科研費研究グループ「現代韓国の安全保障と治安法制」 第4回日韓共同研究会

「現代韓国の治安法、警察・情報機関」の報告

生田勝義 *IKUTA Katsuyoshi*

2003年10月24日(金)から25日(土)の2日間にわたり、ソウルにて、標記共同研究会が開催された。日本からの参加者は、徐勝、大久保史郎、生田勝義(以上、立命館大学法学部)、巖敬俊(立命館大学国際関係学部)に加え、川崎英明(関西学院大学法学部)および水島朝穂(早稲田大学法学部)の各教授である。

1 フィールド・ワーク

初日である24日は、フィールド・ワークとして、ソウルにある大法院と最高検察庁を訪問した。日本からの参加者が当日の午前中に日本を発ち、昼前にインチョン空港に着くというスケジュールであったため、午後3時から5時過ぎまでという駆け足の訪問になってしまった。それでも、ソウル大学の韓寅燮教授や曹國教授がご尽力下さったお蔭で、充実した有意義な訪問になった。

大法院では司法政策調査副大臣であるLEE, IN-JAE判事に大法院と憲法院との関係や最近の司法改革推進委員会の動きなどについてお話を伺うことができた。大法廷が改装中ということで小法廷の見学にとどまったが、大法廷の正面入口の上に置かれたテーマスの像が秤と剣でなく、秤と法典を持っていたのに

は、さすが文の国だと感心させられた。

最高検察庁では、企画調整部長の文永皓(ムン・ヨンホ)検事長から直接お話を伺うことができた。韓国では、戦前の日本のように検察が捜査権をもち、警察はその補佐をするという制度になっているため、検察が大きな権力を持っている。その検察の「随一の切れ者」といわれているのが、文検事長である。多くの興味深いお話があったが、そのうち特に印象に残ったのが、韓国では検察による取調べに弁護士の立会いを一部認めるという試みが始まったということである。もっとも、捜査段階での取調べは日本と同じように根掘り葉掘り詳細になされるとのことであり、弁護士の立会いを権利として一般的に保障することは現実的でないとのことであった。

2 共同研究会

2日目の25日は、ソウル大学において午前9時過ぎから午後6時前まで、研究会を持った。午前中の報告は、川崎英明「日本の検察制度の問題状況と改革課題」、韓洪九(聖公会大学)「韓国の軍隊」、李桂洙(蔚山大学)「議会による秘密情報機関統制: ドイツ、米国、韓国における現実を中心に」であり、午後の報告は、生田勝義「日



文永皓検事長との懇談



文永皓検事長を囲む日本からの参加者

本における治安法と警察」、韓寅燮（ソウル大学）「法務・検察改革の現況と展望」、J. J. SUH（コーネル大学）「アメリカの東アジア政治・軍事政策」であった。

参加者は、日本からの留学生3名を含め、20名程度であったが、韓国側の報告に対しては日本側から、また日本側の報告に対しては韓国側から、積極的に質問がなされ、全体として大変活発な議論が展開された。

李桂洙教授の韓国情報部に関する報告は、韓国においてこれまでほとんど扱われなかった問題を提起したものとされており、画期的な報告である。それとともに、韓寅燮教授の検察改革に関する報告も、とりわけ日本側にとっては興味深いものであった。ノ・ムヒョン政権は、検察改革にあたる法務部長官に検察出身でない人件派弁護士、しかも女性を任命することによって、従来あった政権と検察との癒着関係を解体しようとした。それに対し、検察は組織的な抵抗を表明する。大統領は、「検事との対話」というTV討論を行い、検察と正面から対決し、双方から政治的中立性の確言がなされた。韓教授の報告は、その後における検察改革の状況をご自身が参加されている委員会の議論をも紹介しながら、リアルに示したものである。検察庁法7条の「検事同一体の原則」という言葉が削除され、主任検事の権限が強まったとか、新政権下で政権内外を問わず検察による摘発が続いていることから窺えるように、検察が政治腐敗に政治的圧力なしに切り込めるようになったとか、現在進行中の刑事訴訟法改正

作業における事前的な令状実質審査制拡大の動き、被疑者国選弁護士制や、捜査機関による被疑者取調への弁護士立会い制を導入する動き、1998年から死刑の執行が行われておらず、現在、国家議員の過半数を得て死刑廃止法案が国会に継続審議中であるとか、保安処分的一种である、常習累犯者に対する現行「保護監護」制度への批判が強くなり、改正を迫られているとか、が印象に残った。

国家保安法は依然として残っているが、その機能は様変わりしているとのことである。全体として、韓国における刑事司法民主化の深さと広がりスピードには目を見張る思いがした。このような状況を可能にしているのが、この間の対話路線により北朝鮮に対する軍事的緊張関係が緩和され、平和のために相互信頼の醸成を大切にしようとの政治とそれを支える国民意識であるように思われる。それに比べ、日本は、北朝鮮脅威論によって敵意を煽りながら、自衛隊のイラク派兵に踏み切り、また、厳罰主義と警察監視の強化へと突き進んでいる。治安法と軍事法は強化の方向でも緩和の方向でも連動する。そのことを肌で感じることでできたのが、今回の日韓共同研究会である。

3 緑の下の力持ち

全日程の通訳を一人でこなすという超人芸を示したのが、厳敞俊講師である。国際会議が成功するかどうかは通訳の良し悪しにかかっているといわれるが、まさにその通りで、法学・政治学の専門用語をも上手にこなし

た名通訳のお蔭で非常に盛り多い研究会となった。研究会終了後にもたれたソウル大学法学部長招待レセプションの席上、韓寅燮教授が「これほどハードな研究会なのに疲れを感じなかった。」と言われた。教授は、その理由として報告や議論の中身が自らの実践的・理論的な興味関心になかったものであること

を挙げられた。私は、それに加え、通訳の見事さも挙げておきたい。

今回のソウル滞在では日本からソウル大学に留学中である中村知子、中村虎彰のお二人に大変お世話になった。本稿に掲げた写真は中村虎彰さんが撮ってくれたものである。記して感謝したい。（2004年1月26日記）

（いくた・かつよし 刑法）



最高検察庁正面玄関前にて

Research
Project

科研プロジェクト（海外出張）報告

シカゴに、ようこそお帰りなさい！

指宿 信 *IBUSUKI Makoto*

9・11以前のアメリカ（合衆国）と、9・11以降のアメリカ。その落差について多くの人が語っている。自由から恐怖へ、希望から疑心へ、開放から閉鎖へと、その社会はまるで同じ国とは思えない。あまりに異なった印象を与えている。今回の米国訪問の目的は、科研費プロジェクト「訴追過程に関する国際比較研究」のため、米国での調査をすることだったが、いきなり入国早々その落差を実感することとなった。

ワシントン経由でシカゴに入る予定だったわたしの入国審査は、ワシントンのダレス空

港でおこなわれた。審査官はわたしのパスポートを機械に通した後、赤いフォルダーに入れると別室へ行けと言った。嫌な予感。別室は審査ゲートの横にあり、郵便局か銀行を思わせ、待合の椅子の数がやたらと多い。シカゴ便に乗り換えなければならないので気がでないが、カウンターには誰もいない。警備の人間に尋ねても誰かが来るまでそのまま待てと言うだけ。窓の向こうでは後続の乗客がうずつぎと審査を済ませて手荷物カウンターに向かっている。30分以上過ぎただろうか。コーヒーを片手に、ようやく一人、制服

を来た女性がゆったりとした足取りで現れる。

以前の米国在住時のビザはどうしたのかとか（それが添付されていたパスポートは既に失効し、新しいものに切り替わっている）、98年7月にカナダに出国しているのに再入国記録がないのは何故だとか（あのときはビザ保有者なのに間違っただけで旅行者資格で再入国してしまっていた）、こちらがほとんど忘れていたような過去の記録を持ち出しては、根掘り葉掘り尋ねられた。幸い予定通りDCを離れることとなったが、このような出来事は日本に戻って以後、何度もかの地を訪れていたわたしにとっても初めての事であり、9・11の影響を考えないわけにはいかないものだった。

さて、本題である。われわれ共同研究参加者は20名近くいるのに、9・11ショックで米国だけまだ誰も調査に行っておらず最終年度まで持ち越されていた。わたしは既に豪州のコーディネイトも済ませ、英国にも同行していたので十分な責任を果たしていたのだが、コーディネイトのお鉢が回ってきた。幸い、留学先のジョン・マーシャル・ロースクールは、地元法曹界に太いパイプを持っているため、旧知のスミス教授にアレンジをお願いすることができた。実際のお世話は、講師のサ

ニーがしてくれ、三日間に、州裁判所、州検察庁や連邦検察庁の訪問、ロースクール刑事法教員との懇談、講義の聴講、ローライブラリーの見学などがぎっしり組み込まれた。中でも、警察本部と警察学校への訪問が今回の目玉であった。

10月28日、シカゴ・ポリス・アカデミーを訪問。アカデミーの駐車場に到着するや否や、その広い駐車場を舞台に新入生たちが自動車を停止させる実習をやっていた。教官がドライバー役を演じ、ふたり一組でアプローチし、武器の所持を調べながら不穏な動作をした途端ただちに身柄拘束をするという流れを習得していた。あどけない顔の学生たちの動作はいかにも手馴れておらず、心もとない。

校舎の地下は射撃関係の訓練施設になっており、廊下ではやはり新入生が一列に並ばされ、ホルダから銃を抜き出す動作を繰り返していた。お世辞にもスムーズとは言えない。奥には的を何台も並べた実射訓練室がガラス越しに見えた。シューティング・シミュレーションの部屋にも案内され、コンピュータで制御されたバーチャルな画面に写されるストーリーに応じて撃つか撃たないかを判断する訓練プログラムを見学した。実際に試させてもらったが、わたしはリアクションは平均



【シカゴ市警第三地区本部 司令室】

以上だったものの相手に弾が当らず反対に撃たれてしまっていた。何百もの筋書きがあるそうで、シミュレーションとはいえ本物と同じ重さのガンはずっしりと手にきた。

アカデミーの横には、買い上げられた民間アパートが改装され、さまざまなシチュエーションでの室内突入の訓練用に使われていた。進入、搜索活動はビデオでモニターできるようになっていた。米国では予備審問手続で警官が宣誓証言しなければならないため、模擬の予備審問室まで用意されていたり、書類提出窓口（逮捕記録など）も模擬カウンターが作られていて、いかにもアメリカ的な実践的経験的手法を印象づけられた。

ハイライトは、シカゴ第三地区警察本部の訪問とそれに続くパトカー同乗だろう。第三地区はサウス・シカゴに位置し、治安が最も悪い地域をカバーする。米国が自由と平等という価値を尊重する一方、シカゴの街は南北でその価値の保障されている度合いが大きく異なっている。シカゴ在住時には絶対に足を踏み入れてはならないと言われていた地域である。そこにパトロールに出かけたのである。出発前、犯罪マップを見せてもらったが、その地域の先月の発生状況には赤い色を塗られた人のかたちがいくつもマーキングされており、殺人事件の発生を示すという。北の地区にはほとんどそうしたマークがないことを見ても、治安状態の差異はあまりに大きい。パ

トカーの中で、「あそこの家の裏で先週黒人ギャングが二人殺されていたよ」とか平気な顔で言う。

ストリートはアフリカ系がほとんどだ。パトカーを運転するのは、警邏活動の指揮官（巡査部長）であるため、次から次へとその地域の事件がメールで飛び込んでくる。「お、自殺未遂だ、この近くだから行ってみよう」とサイレンを付けて急行。家に入ると首のまわりに青く紐の痕の残る青年が、ぼーっとした目つきでソファに座っており、それを家人が心配そうに取り囲んでいた。先に一台パトカーが着いており、若い警官たちが早速部長に経緯を報告する。車に戻ると今度はレイプ事件が発生したという。これも近くなので急行すると、母親がヒステリーを起こしていた。14歳の娘が自分のボーイフレンドにレイプされたという。ここも既に警官たちが到着しており状況が報告された。現在、その男を手配中だという。居たたまれない気持ちになったわれわれは早々にパトカーに引き返すが、真っ暗な路上ではパトカーの傍に立っていても不安感に包まれ、家を出てきたことを後悔する。部長がもどってきたときはほっとしたというのが正直なところだ。夜7時くらいになり、他のアポイントメントがあったので、ホテルに戻りたいと告げると、今からがおもしろいのに、と言われてしまった。「殺人も、銃の事件もあるぞ。」とまじめな顔をして言う。次に来たときにと



【わたしたちが同乗したパトカー】



【法廷教室にて学長（後列の女性）、スミス教授（左端）、サニー（右端）らと】

誠意をありがたく頂戴してホテルまで送ってもらった。

このような記事を書くと、読者にシカゴについて誤解を与えるかもしれないので、念のため書いておくと、こうした地区に行かない限りストリートは安全である。わたしたち一家は一年間を無事に過ごした。たしかに、常に安全に気を配らなければならない緊張感があったけれども。

訪問最終日、お世話になったスミス教授をランチにご招待することになった。躊躇なく一件のフレンチ・レストランを選ぶ。我が家が大変お世話になった日系2世シカミ家の息子たちが開く「ケビン」。シカゴ・トリビュー

ン紙にも大きく取り上げられたことのある、超人気のお店である。日本料理の趣を取り入れた味は文句なく、デザートもサービスしてもらって皆、大満足。教授も素晴らしいと喜んでくれた。挨拶のため厨房から出てきてくれたオーナー・シェフのケビンに、何曜日だったら予約が取りやすいかと早速尋ねていたから社交辞令ではなかったろう。シカゴを離れるとき、同行メンバーのひとり

から「あなたが公私共に恵まれた留学生活を送ったことがよくわかったよ。」と言われたが、責任者への最大の労いの言葉だった。ロースクールの廊下で知っているスタッフに何人も出会う。図書館長のリー教授は小柄な身体をのばして、わたしの身体をハグしてくれる。その度に皆、わたしにこう言うのだ、「Welcome back to Chicago!」と。

この6月には、大阪からシカゴ直行便がスタートする。9・11以後の米国に失望や苛立ちもあるけれども、一本のフライトで懐かしい土地を訪ねられるのは嬉しい限りだ。次にオヘア空港に降り立つ日がそう遠くないと確信しているこの頃である。（了）

（いぶすき・まこと 刑事訴訟法）



【ジョン・ハンコック・センターからミシガン湖岸を望む
はるか後方のコンドミニアム群のひとつで我が家は一年暮らした】

My Book

自著紹介

『日本の地方自治と都市政策

ドイツ、スイスとの比較』を出版して

村上 弘 MURAKAMI Hiroshi

1 構想

2003年夏に標題の単行本を、法律文化社から「立命館大学法学部叢書」の1冊として、出版させていただいた。

日本の地方自治体は、大きな財政規模と職員組織、かなりの自律性と政治的活力をもっていて、社会経済や市民生活に深く関わっている。この本は、地方自治とくにその政治的側面と、自治体が国とともに進める都市政策とを取り上げて、日本での特徴・課題とその背景を、国際比較のなかで分析しようとしている。

本の構想についてはあれこれ迷った末、次のようなものに決めた。

- (1) 約10年間に書いた論文をまとめる。
- (2) そのうち4つの論文を選んで補訂し収録するとともに、総論の章(1, 4章)をつける。

総論では地方自治および都市政策の全体の体系を示しつつ、収録できなかった論文(5本くらい)の重要点を紹介する。これらの論文は全体を改定して掲載するほどではないが、リサイクルして利用したい情報を含んでいるからである。

- (3) このようにして、学術書であるとともに、テキストとしても使える書物を狙った。



著者近影



立命館大学法学部叢書第4号
『日本の地方自治と都市政策
ドイツ・スイスとの比較』
(法律文化社, 2003年7月発行)
定価4800円+税

わかりやすい文章にするとともに、図表による表現につとめた。

2本の構成

2部構成をとっている。「1粒で2度おいしい」(古い!)と言うか、あるいは、3楽章の小交響曲の習作を2曲作った気分である。

1部では、まず1章(総論)で日本の地方自治の発展と特徴をとらえ、研究動向をレビューしている。続く2、3章では、重要な論点である地方議会と住民投票をそれぞれドイツ、スイスについて調べ、日本の状況を国際比較のなかで分析・評価する手がかりとする。2部は、まず4章(総論)で日本の都市政策全体の発展と特徴を西ヨーロッパとの比較のなかでとらえる。5章はドイツのすぐれた都市交通政策についてそれを可能にした政策過程を含めて検討し、最後の6章では市民参加と専門性の関連について、京都での超高層ビル建設や景観保全の事例をもとに論じている。

< 1部 地方自治 >

1章 日本の地方自治 変化と特徴



政治学研究会(1 / 16)で自著を紹介する著者

2章 ドイツと日本の市町村議会
選挙制度、政党化、社会的代表性

3章 スイスの住民投票
直接民主制と間接民主制との共鳴モデル
＜2部 都市政策＞

4章 日本の都市政策 目的、手法、成果

5章 ドイツの歩行者エリアと都市公共交通
規制と公共投資の政策過程

6章 京都の景観政策と新京都市ビル
市民参加、専門性、政治

3 研究の視点

(1) 地方自治には3つの側面があるが、そのうち中央地方関係の側面については分権改革が実現し、また行財政能力の側面でも政策評価やニューパブリックマネジメントの導入などが進められつつある。しかし、これらと並んで重要な地方政治の側面については、首長や地方議会や住民投票をめぐるニュースも多く、実践的な立場からの議論も活発だが、問題の構造や改革可能性についての理論的・実証的な研究は必ずしも多くない。そうした部分に光を当ててみようとした。

(2) これまでも都市政策の内容の国際比較は多く、たとえばドイツの街づくりのすぐれた面についてはよく紹介されているが、そうした政策を生み出した政治行政レベルの決定・執行過程についても考察しようとした。また、日本の都市政策が、急速で大規模な都市化に追いつこうと努力し発展してきた過程も見落とさないうようにした。

(3) 比較研究にあたっては、他国の政策・制度の長所に目が向きがちだが、その政策・制度を生み出した歴史的背景や政治行政過程、そして他国のやり方の短所にも目を配らなければな

らない。

4 おもな仮説、分析枠組み

次のような仮説や分析モデルを提示し、その多くについて実証を試みた。これまであまり述べられてこなかった内容も、かなり盛り込めたのではないかと考えている。

(1) 日本の地方自治の変動、発展のメカニズムの解釈(1章) 資料1

(2) 中央地方関係をめぐる各種の分析枠組みの整理(1章)

(3) 日本の多党相乗り型首長体制は先進国のなかで珍しい現象であり、その重要な原因は首長公選制および地方議会の(選挙制度にも由来する)保守優位の多党制にある(1章)。資料2

(4) 市民参加の諸手法を分類し評価するための「費用対効果モデル」(1章)

(5) 日本の地方議会では議員の職業等の構成の「偏り」が西ヨーロッパ諸国より大きく、その重要な原因は「人を選ぶ」選挙制度にある。ドイツのような比例代表制選挙は、政党システムとともに、議員の社会的構成をも多元化する(2章)。

(6) スイスのような多元化した議会のもとで、間接民主制と直接民主制(住民投票)とが相互に働きかけ判断を接近させるという「共鳴モデル」。および、住民投票の是非と制度設計を考えるための「正当性」「合理性」の枠組み(3章)。

(7) 都市政策を特徴づけるために、政策目的の優先順位や政策手法の3分類が有効である。日本では、都市政策の目的が多様化しても、投資的手法の規制的手法に対する優位は続いている(4章)。

(8) 自治体が合理的な投資的政策や規制的政策を進めるために、ドイツで見られるような中央政府の「分権型の支援」、および自治体内部の政治的論争が有効である(5章)。

(9) 魅力的なまちづくりを進めるためには、市民参加と専門性がともに重要である。

資料3 市民参加はそれ自体が重要であるだけではなく、専門家の参加や議会の活性化などを促す効果もある(6章)。

5 今後の研究課題

次のような研究テーマが頭の中にあるが、どれも理論的にはともかく、実証しようとするれば手間のかかる事項だろう。

(1) 地方自治の構造・過程と政策出力との関連づけ(日本、ドイツ) 自治体の各分野の政策拡大の条件とともに、行財政改革すなわち政策抑制を進めるための条件を探る。政策拡大と行財政改革に関して、日本に多い相乗り自治体の能力はどうか。

(2) 地方議員の職業分布に関する国際比較(イギリス、カナダ、アメリカなど) 海外の自治体議員の職業等は今やインターネットで調べられ、なかなかおもしろい。しかし、それと議会の活動状況との関連を判断するのは簡単ではない。

(3) 日本の都市政策、とくに都市や中心市街地の活性化、自然や景観の保全についての事例研究。

(4) 地方分権や国土交通省の創設、市民参加などは、都市政策をどう発展させていくのか。

(5) 気分をかえて、環境政策の研究、あるいは財政政策の研究。

もちろん、この本で注目した首長選挙、議会選挙、議会活動、住民投票、自主条例、地方財政などについて、今後の動きをフォローしていく必要がある。

6 おわりに

研究者として一定の成果を生み出すには、本のあとがきで書いたように多くの人のお世話になりました。ここでは、この本を「立命館大学法学部叢書」の1冊として出版援助していただき、またこれまで何度かの在外研究や研究休暇を認めてくださったことについて、法学部の皆様にあらためてお礼申し上げます。ケルンの街を地図とカメラを持って歩き回り観察した秋の日々(1989年)や、ジュネーブに住民投票を見に行ったときに食べたキッシュの味(1996年)などが、思い出されます。

よく売れよく引用されることを願っていますが、それは本の内容だけでは決まらないこともあって、なんとも言えません。ある先輩の政治学者は、「名刺代わりに使えるよ」と祝いの言葉を述べてくださいましたが、そんなところかもしれせん。

ともあれ、これによって博士の学位(京都大学法学部)を取得できたのはありがたいことでした。

なお、表紙のデザインは私が原案を作りデザイナーの方に描いてもらったもので、自分では中身と同じく、かなり気に入っています。

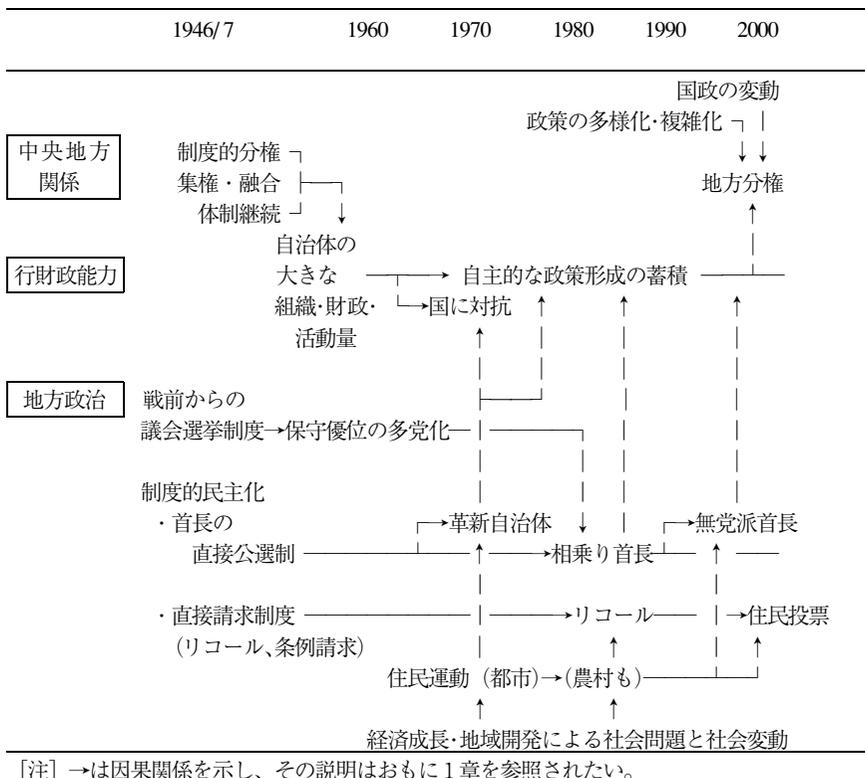
(むらかみ・ひろし 行政学)

* 資料は次ページへ



紹介された本を手に議論をする政治学研究会メンバー

★資料1 図1-1 日本の地方自治の発展メカニズム



★資料2 表1-4 地方政府の長の選出における政党間関係の傾向 (国際比較)

◎州、県レベル

	政党 (政党連合) 間競争	多党相乗り (準総与党化)
長は直接公選	イギリス*、アメリカ、韓国、台湾、日本 (1970年代)	日本 (80年代-現在)
長は議会が選出	ドイツ、イギリス**、フランス (県)、カナダ、オーストラリア	ドイツ東部、オーストリア

◎市レベル

	政党 (政党連合) 間競争	多党相乗り (準総与党化)
長は直接公選	ドイツ、フランス、イタリア (93)、アメリカ ⁺ 、韓国、台湾、日本 (70年代)	日本 (80年代-現在)、ドイツ東部
長は議会が選出	イギリス、イタリア (70年代)、オーストリア	イタリア (80年代-93)

*グレートロンドン政府 (2000年から) **スコットランド、ウェールズ政府 (1999年から)

⁺アメリカでは、市によって、議会が市長に代わる市支配人 (city manager) を選出する場合がある。

★資料3 表6-2 まちづくりにおける市民参加と専門性

市民参加 専門家の関与	対抗型	協議型	参加は小さいか皆無
大	京都駅ビル高層化 京都市電の全廃	祇園・東山の町並み保存 神戸のまちづくり協議 会小樽運河の部分保存 (ワークショップ方式)	横浜高速道路の 地下化・公園迂回 歴史的建築の保存 (設計コンペ)
小	大文字山ゴルフ場の中止 鴨川フランス風橋の中止 (市民の感情的反対)	(行政による市民からの 意見聴取)	(首長等の思いつき)

My Book

自著紹介

『目安箱の研究』について

大平 祐一 OHIRA Yuichi

一 はじめに

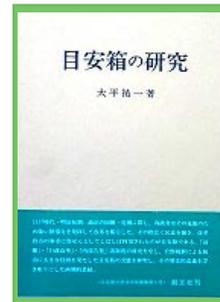
目安箱は多くの人々に知られている。しかし、その実態については、不明な部分が多く、それ故、実態をふまえた歴史的意味づけも十分なされてこなかった。本書は、日本の法の歴史において大きな役割を果たしたと思われる目安箱の実態を解明し、その歴史上の意義を明らかにしようとしたものである。以下、本書の内容を簡単に紹介する。

二 目安箱の概要

江戸時代、目安箱は、北は北海道から南は九州まで全国各地に設けられた。幕府領では、江戸、京都、大坂、佐渡、長崎、駿府、甲府、松前、奈良に、藩では、これまで判明した限りでは74の藩に目安箱が置かれた。なかには、藩内の15カ所に目安箱を設置したり、国元・江戸藩邸の双方に目安箱を設置する藩もあった。投書人は一般に庶民であるが、武士に投書を認めた藩もあり、なかには武士専用の目安箱を設けた藩もあった。投書は記名を原則としたが、無記名の投書を認めた藩もあった。投書して訴えることが認められたのは、一般に、イ．政治に関する有益な事柄、ロ．役人の不正、ハ．役人による「訴訟」放置の三点である。ハ．の「訴訟」とは、民事訴訟や行政当局への嘆願などを含む幅広い概念であった。イ．ロ．ハ．から、目安箱が、言路洞開による提言の奨励、官僚統制、人民の救済・不満解消をめざしていたことが読みとれる。

三 目安箱の運用

投書に記名を要件としている幕府や多くの藩では、無記名投書は受理せず焼却した。無責任な投書防止のためである。この無記名投書不受理の原則にもかかわらず、そしてまた、上記イ．ロ．ハ．には該当しなかったに



立命館大学法学部叢書第5号

『目安箱の研究』創文社

2003年7月発行 定価8000円+税

もかわらず、犯罪告発の匿名投書は受理され捜査の手續が開始されることもあった。投書には、讒訴、誣告、雑言の類なども少なかつた。しかし決してそのようなものばかりではなかつた。投書は、將軍、大名らが検閲ののち、然るべき機関で検討され処理された。投書は放置されたり無視されたりしたのではなかつた。必要な場合は関係機関で審理が開始された。第二章はその具体的事例を示したものであり、名主の^{こつてつ}交迭を求めて投書した村人たちが藩の法廷で名主と対決するプロセスを描き出したものである。当時の民事訴訟の手續とほぼ同じ手續で処理されていたことが分かる。事件が民事的なものと見なされたことによるのであろう。

四 目安箱の効果

目安箱には名主、庄屋などの町村役人の不正を訴える投書が数多くなされた。この種の投書が受理され裁判役所で審理の結果、町村役人が処罰されることも少なくなかつた。ときには役人が訴えられ処罰されることもあった。目安箱への投書は庶民にとって大きな意味があつたのである。審理の結果、役人、町村役人に不正がないことが判明した場合で

も、彼らの襟を正させる効果は絶大であった。また、領主側の不当な年貢増徴策に抗議して投書し、幕府評定所での審理の結果、農民側の主張の一部が認められたこともあった。農民側の主張は幕府評定所で認められなかったが、幕府への出訴（投書）に恐れをなしたのか、領主側がその後年貢増徴策を改めるということもあった。投書の間接効果といえよう。

政治に関する有益な提言についていえば、岡山藩では、人々の投書に示された庄屋総替え要求を藩主池田光政は藩の政策に取り入れている。高知藩では、藩主専用道路の活用、城下での日傘利用、木綿の自由輸入に関し投書の意見が生かされている。幕府では、周知のように、享保改革にさいし、養生所設立、防火対策、新田開発等に投書の意見が採用されている。将軍吉宗が述べたように、政事に関する投書のなかには、「大いに心得になる事」もあったのである。

五 目安箱設置の意図

目安箱が設置されたのは、多くの場合、幕府や藩が困難、危機に直面し、それを乗り切らなければならないために必死に新政策を展開しようとしていたときであった。幕藩領主は、困難・危機にさいし目安箱を設置し、言路洞開による提言奨励、官僚統制、人民救済・不満解消に意欲的な姿勢を打ち出し、そのことによって領主への信頼と支持を勝ち取り、困難・危機打



研究室でのひとコマ（自著を手に）

開、新政展開の基盤を確固たるものにしようとしたのである。ここに目安箱設置による「訴えの保障」のねらいがあった。困難・危機的状況のなかで人民や家臣（役人）を帰服せしめ、今後の政治路線に包摂していくための一つのシステムが、目安箱による「訴えの保障」にほかならなかった。それは、言葉をかえていうならば、領主を中心とした挙国一致体制を固めるために用いられた一つのシステムであった。

六 目安箱の法史上の意義

目安箱が政治に関する提言を受入ることに一定の役割を果たしていたとするならば、そしてまた、それが時には公論的世界の形成、政治的議論の広がりによって一定の役割を果たすこともあったとするならば、それは、幕末維新期における公儀輿論、さらには近代以降に確立されてくる国民意思を政治に反映する各種の制度をはぐくむ土壌を作り上げるための一つの歴史的経験とみることでもできよう。また、行政救済制度、再審制度、上訴制度等が確立していなかったこの時代に、人々の権利（被害）救済に大きな役割を果たした目安箱は、近代以降に確立して来る各種の行政法・訴訟法上の救済制度の前史的経験として評価することも可能であろう。

もっとも、目安箱は直線的に近代的法制度に結びつくことはなく、むしろ、やがて近代的法制度形成の阻害要因となってくる。このことは第三章で詳述した。目安箱制度もまた他の近世的法制度と同様、近代的法制度をはぐくむ土壌であったと同時に、生まれてくる近代的法制度により否定されるべき運命にあるものであったのである。前者の面を強調すれば歴史の連続面が浮かび上がり、後者の面を強調すれば歴史の断絶面が浮かびあがることになる。

七 本書の意義と今後の課題

目安箱の全盛期ともいえるべき近世および近代初期の目安箱の全体像を明らかにし、その歴史的意義を論ずることが出来たことが、本書の第一の意義といえよう。そして、従来、言路洞開の側面のみが強調されるきらいの

あった目安箱に、通常の「訴訟」制度では救済されない権利（被害）の救済という役割があったこと、それゆえ、目安箱制度を特別「訴訟」制度として位置づけることができることを明らかにしたことが本書のもつもう一つの意義であろう。

それでは、通常の「訴訟」制度で救済されない「訴え」は、この特別「訴訟」制度により必ず救済されたのであろうか。事柄はそう簡単ではなかった。人々の多様な「訴え」は、通常「訴訟」制度においても特別「訴

訟」制度においても十分な保護を受けることができない場合が少なくなかった。既存の「訴訟」制度では救済されないことを知った人々が最後にとりうる手段は何であったのだろうか。それが、非合法的「訴訟」の問題である。この問題の解明が次の課題である。

【附記】本書を、立命館大学法学部叢書第5号として刊行する機会を与えて下さいました法学部の皆さんの温かいご配慮に、心からの感謝の気持ちを申し上げます。

（おおひら・ゆういち 日本法史）

新刊図書コ - ナ -



立命館大学法学部叢書 6号
『少年司法の再構築』
葛野尋之著 日本評論社
2003年 8月発行
定価9200円 + 税



現在、AMAZONで
上位売上ランキング
更新中

『はじめての契約法』
鹿野菜穂子 = 笹井修 =
滝沢昌彦 = 野沢正充著
有斐閣 2003年12月発行
定価1900円 + 税



岩波新書の
ベストセラー
です

『日本の税金』
三木義一著 岩波新書
2003年 8月発行
定価700円 + 税



『実務家のための税務相談
（民法編）』
三木義一 = 関根稔 = 占部裕典著
有斐閣 2003年11月発行
定価2300円 + 税



『過失犯論の現代的課題』
松宮孝明著 成文堂
2004年 1月発行
定価6000円 + 税



『ナショナル・
アイデンティティ論の現在
現代世界を読み解くために』
中谷猛 = 川上勉 = 高橋秀寿編
晃洋書房
2003年3月発行
定価2900円 + 税

Departure

出発

大学教員として出発するにあたり

野澤 充 NOZAWA Mitsuru

私は2004年4月より、神奈川大学法学部に専任講師として就職することになりました。これまで10年もの間立命館大学に在籍したわけですが、その間にお世話になった方は数知れませんが、大学教員として出発するにあたり、これまでのことを振り返り、そしてこれからのことについても触れつつ、皆様への御礼と代えさせて頂きたいと思います。

私が立命館大学に入学したのは1994年のことです。その後、生田ゼミに入り、生田勝義先生の指導を受けることになります。この間に刑法学の面白さに惹かれ、徐々に刑法学の研究者となることを志すようになりました。大学院に入ってから、引き続き生田勝義先生の指導を受けました。さらに立命館大学の「集団指導」の下、松宮孝明先生にも指導を受けました。このように複数の先生の指導を受けることは、結果的として研究の幅と方向性に広がりを持たせ、また自分の研究を客観的に見るためのよい効果をもたらしたと思います。「点」が2つ（指導教授1人と自分）では「線」にしかありませんが、「点」が3つ（指導教授2人と自分）あれば、「線」を無限に含む「面」になるのです。

私の大学院での研究はまさにそのような、「客観的な事実を追う」ことに終始した印象があります。私は研究テーマとして中止犯を選んだわけですが、歴史的観点からの全面的な検討が必要になり、日本は明治13年刑法典の制定過程から、ドイツは古くローマ法（！）から検討を始めました。しかしこのような歴史研究はまさに現在の刑法学において必要なアプローチであると考えます。「法は徹頭徹尾歴史的なものである」（浅田和茂先生の言葉）以上、その法概念の歴史を知らなければ、それを理解したものとはおおよそ言い難いと思います。制度由来を知ってこそ、その制度のあるべき立場・方向性が決定される



のです。にもかかわらずこのような歴史的アプローチは、刑事法の分野ではいまだ不十分な状況であり、結果としてその場しのぎの学説が跳梁跋扈しているのが原状です。

私が職を得ました神奈川大学は、実は刑事法の歴史的アプローチの盛んな所でありませぬ。先頃出された「日本立法資料全集」「刑法〔明治40年〕」のシリーズの編者である内田文昭先生、山火正則先生、吉井蒼生夫先生は、いずれも神奈川大学に在籍しておられます。このように歴史研究に理解のある所に就職できたことに関しては、運命的なものを感じずにはられません（神奈川大学が求めていたものを偶然私が持っていただけということかもしれませんが・・・）。

このような私ですが、当然のことながら私がここまで来れたのも、御世話になりました数多くの方々の御指導があったことだと思います。とりわけこれまで御指導頂きました主指導教授の生田勝義先生には、もはやふさわしい感謝の言葉が見つからないほどです。松宮孝明先生にも、指導教授として数え切れないほどの学恩を賜り、感謝の言葉も御座いません。今後も歴史的アプローチから、刑法学の研究に力を尽くしていく所存です。ありがとうございました。

（のざわ・みつる 刑法）

Departure

出発

就職好景気の対価支払にむけて

平山（豊田） 幹子 HIRAYAMA(TOYOTA) Motoko

立命館大学大学院でお世話になってから、もうすぐ8年になる。世紀の変わり目も、法科大学院設立にむけての胎動も、わたしは立命館大学の中で経験し、感じとった。時代の動きに敏感で休むことなく活動し続けるこの大学で研究の手ほどきを受けながら過ごした時間は、とても意義深いものだった。しかし、その一方で、21世紀になろうが、法学部新時代といって世間が騒ぎ出そうだが、博士論文を書き終えようが、ドイツに留学しようが、そんなこととは関係なく自己紹介の際に「立命館大学大学院の……」と名乗り続ける自分に あつかましくも 焦りを覚えていた。「論文を書いていない人は学界におけるヒト(=人材)ではない」という指導教授の言葉に脅されてヒトになり、留学先の研究仲間の“Alles hat seine Zeit ”という嘯きに慰められながらも、やはり焦った。「いつまで続くのかな、院生生活……」。

そんなわたしも、この4月、甲南大学法学部に刑法担当の助教授として着任する。時代が変わったのだ。法科大学院が多数開校される運びとなり、そのあおりで法学部は人材不足に陥ったのである。いろいろあるにせよ、ともかく、たいへんな就職好景気が到来した。まことにありがたい話である。

しかし、ありがたい話と喜んでばかりもいられない。なぜなら、ありがたさの大部分は、いままで自分のしてきたことへのご褒美ではなく、これからその対価を支払わなければならない種類のものだからである。甲南大学では、開口一番、このように告げられた。「経験が足りないからとか、若いからとかいう言い訳は一切聞きません。最初から完璧な講義をして下さい」と。そして、着任前では



あったけれども、「教育実習」と称して大講義を担当し、批評される機会を数回与えられた。「論文を書いていない人は学界におけるヒトではない」という言葉に加えて、すくなくとも「講義のうまくない人は大学におけるヒトではない」といったそれを座右の銘に活動することが求められている。

ともあれ、長く過ごした立命館大学を離れ、新たな環境の中で、わたしはこれから就職好景気の対価を支払い、さらに発展してゆかなければならない と書くと、何やら大げさで暗い感じがするが、けしてそんなことはない。立命館大学の先生方は、つねに多くの講義を抱え、何らかの役職につき、なおかつ多くの研究成果を発表しておられた。職員の方々は、それを支えておられた。それらのことに思いを馳せれば、「まだまだ(何が?)」と感じ入り、力が湧いてくる気がする。だから……というわけではないけれど、せつかなので、最後にこの場をお借りして、皆様に心からの感謝を申し上げたい。本当にありがとうございました。さようなら、がんばります。

(ひらやま・もとこ 刑法)

(2003年4月～2003年12月)

指宿信教授

監修：『リーガル・リサーチ』日本評論社
(2003年4月)

論文：「原理原則と手続をクロスさせて把握せよ」法学セミナー578号(2003年2月)

「変わる捜査の対象：モノからデータへ」法律時報75巻7号(2003年6月)

「性犯罪における手続法的问题点」季刊刑事弁護35号(2003年7月)

「イギリスにおけるおとり捜査と手続打切り」能勢先生追悼論文集『激動期の刑事法学』(信山社, 2003年8月)

「特集の趣旨 改革の方向性と「電子的」処方箋」(特集「情報技術と司法制度改革 正義へのユビキタス・アクセスとIT革命」より), 法律時報76巻3号(2004年3月)

講演：“Possibility of Translated Legal Database for Asian Countries” Law via the Internet 2003, Sydney, Australia, Nov. 2003.

報告：“Comparative Study of unfitness for deaf and mute defendants” Psychology & Law International Conference 2003, Edinburgh, Scotland, July, 2003.

「判例形成に対する心理学の寄与：米国の「法廷の友」を参考にして」第4回法と心理学会, 東北大学(2003年10月)

「法学系学生におけるIT普及の実態と課題：豪州と日本の比較から」2003 PC Conference分科会, 鹿児島大学(2003年8月) 「法情報への豊かで公平なアクセスを実現するために」第1回司法制度改革と先端テクノロジー研究会, 東京コンファレンスセンター(2003年12月)

「The Ongoing (R)evolution of IT in Japanese law and Judicial Reform in Japan」The Australian Network for Japanese Law Seminar, University of New South Wales, Australia, Nov. 2003.

*五十音順

フィールドワーク、調査など：

シドニー・オーストラリア：訴追過程の実態(2003年2月)

ヘルシンキ・フィンランド：法情報のXML化について(2003年9月)

シカゴ・アメリカ合衆国：訴追過程の実態(2003年10月)

大河純夫教授

論文：「民法420条前史 過怠約款に関する明治前期大審院裁判例の推移」立命館法学287号1～123頁(2003年3月)

「制限超過利息に関する明治前期大審院判例の形成」立命館法学287号110～191頁(2003年6月)

「民事判決原本の保存・データベース作成・公開と民事法学」法律時報75巻10号88～100頁(2003年9月)

「虚偽表示の構造と意思欠缺」甲斐道太郎先生喜寿記念論文集『土地所有と借地借家法(仮)』校正中：計34頁(信山社, 2004年2月刊行予定)

研究ノート：「大審院(民事)判例集の編纂と大審院判例審査会補遺」立命館法学290号117～129頁(2003年12月)

教材作成：大河純夫=田井義信=永田眞三郎=安永正昭編著『演習・精選民法破棄判例 総則・物権』『同 債権』『民法の学習と判決研究』(法律文化社, 2004年1月)

大平祐一教授

著書：『目安箱の研究』(創文社, 2003年7月)

論文：「近世日本の「伺・指令型司法」」立命館法学286号(2003年3月)

「目安箱と訴えの保障 『目安箱の研究』によせて」創文459号(2003年11月)

書評：林真貴子「明治初期の預金について 民事裁判における訴訟銘の検討」法制史研究52号(2003年3月)

学会・シンポジウム・講演など：

「権力者への直訴 目安箱の意義」2002年国学院大学日本文化研究所公開学術講演会（2003年3月）講義録は国学院大学日本文化研究所紀要91輯に記載。

「司法における日本の特色 法史学の立場から」立命館大学土曜講座(2003年11月)

学位取得：博士号（法学）東北大学(2003年12月)

高橋直人助教授

論文：「近代ドイツにおける刑法家の実像 18世紀末から19世紀前半を中心に」同志社法学54巻5号74～128頁（2003年1月）

翻訳：ミヒヤエル・マルチネック「弁護士のための現代的な提携形式」立命館法学291号（2004年2月）

松本克美教授

論文：「判批（民法724条にいう被害者が損害を知った時の意義）」『判例セレクト2002』26頁（月刊法学教室別冊，2003年1月）

「キャンパス・セクシュアル・ハラスメントと大学の法化 債務としての教育研究環境配慮義務論の提起」科学/岩波書店，73巻3号241 - 243頁（2003年1月）

「民法724条前段の時効起算点 現実認識時説から規範的認識時説へ」立命館法学286号243 - 287頁（2003年3月）

「欠陥住宅問題と法の課題」消費者法ニュース56号123 - 124頁（2003年7月）

「PTSD被害と損害論・時効論」立命館法学288号32 - 84頁（2003年9月）

「判批（請負人の瑕疵担保責任に基づく欠陥住宅の建替費用請求の可否）」法律時報75巻10号101 - 104頁（2003年9月）

「欠陥住宅訴訟における損害調整論・慰謝料論」立命館法学289号64 - 98頁（2003年10月）

「欠陥住宅被害と責任論・損害論」月報司法書士380号2 - 7頁（2003年10月）

その他執筆：「百問組手（『民法の心を伝授する』『情報の章』）」『法学入門2003』38 - 39、48 - 51、56 - 59頁（別冊法学セミナー，2003年4月）

書評：「実践的形成的認識に貫かれた渾身の

法理論構築の道程 岡村親宜著『過労死・過労自殺救済の理論と実務 労災補償と民事責任』」労働法律旬報1554号32 - 33頁（2003年3月）

講演：「欠陥住宅と法的責任 <引き裂かれた夢のつぐない>の現状と問題点」立命館オフィス講座，立命館大学大阪オフィス（2003年10月）

「欠陥住宅損害論の新展開 損害調整論と慰謝料論を中心に」全国欠陥住宅被害全国連絡者協議会第16回長野大会，長野県勤労者福祉センター（2003年11月）

学会報告：「民法1条の2の可能性 戦後補償訴訟を素材として」民科法律部会2003年度学術総会・ミニシンポジウム「民法と憲法」，金沢大学（2003年11月）

フィールドワーク、調査など：

ドイツ（ベルリン、ブラウンシュバイクなど）：戦後補償関係資料の調査（2003年9月6～14日）

学位取得：博士号（法学）早稲田大学（2003年7月）

宮脇正晴助教授

論文：「商標機能論の具体的内容についての一考察」立命館法学290号（2003年12月）

「不法行為法によるタイプフェイスの保護」L&T22号（2003年12月）

講演：「デジタルアーカイブと知財流通」京都大学情報知財フォーラム，キャンパスプラザ京都（2003年12月）

研究助成受領：「デジタルアーカイブと知的財産権」(研究代表者)，特許庁「大学における知的財産権研究プロジェクト」

村上弘教授

著書：『日本の地方自治と都市政策 ドイツ、スイスとの比較』（法律文化社，2003年8月）

学外の公的活動など：

京都市政史編さん委員(副代表)

山田泰弘助教授

論文：「監査役設置会社における経営の健

全性確保への努力 日本監査役協会第3回
ネットアンケート調査（平成13年・14年商法
改正への対応）の分析」月刊監査役477号
29-46頁（2003年8月）

「委員会等設置会社の運用実態 日本監査役
協会『委員会等設置会社アンケート』の集約
結果分析」月刊監査役478号28-51頁（2003
年9月）

「大規模株式会社の経営機構の実態」商事法
務1675号70-80頁（2003年10月）

その他執筆：

山田泰弘 = 中東正文「商法ワークショップ 代
表訴訟制度の課題」私法65号150-152頁（2003
年4月）

山下真弘 = 三木義一 編著『税法と会社法の連
携』 217-236頁（税務経理協会，2003年8

月）

学会・シンポジウム報告：

「経営者責任の追及制度の国際比較 日本に
おける現状と課題」アジア企業法制フォーラ
ム，華東政法学院 = 名古屋大学大学院法学研
究科，上海・中国（2003年4月）

講演：「株主代表訴訟制度の概要と最近の動
向について」監査役のための法律実務解説講
座，日本監査役協会中部支部（2003年5月）

山本岩夫教授

著書：『戦後日系カナダ人の社会と文化』共
編（不二出版，2003年7月）

学会主催：

日本移民学会第13回年次大会（会長として），
琉球大学（2003年6月）

Media Coverage	学术交流・研究活動
	(2003年12月～2004年3月)

法学部定例研究会：法政研究会/公法研究会/民事法研究会/政治学研究会・刑事法研究会

- 03年12月19日 人文科学研究所プロジェクトA 日本型社会研究会：堀屋晴氏「グローバル時代の
日本行政学：その固有性と国際性」
- 03年12月19日 法政研究会：宮井雅明氏「経済法研究の現状と課題」
- 03年12月19日 公法研究会：梶原源太氏「横領罪に関する一考察」、佐川友佳子氏「共犯と身分」
- 03年12月19日 公法研究会：伊勢屋健一氏「憲法改正とその限界」、山崎道雄氏「個人情報保護法に
ついて マスメディアの表現の自由の観点から」
- 03年12月26日 公法研究会：小鍛冶理紗氏「国際海洋法裁判所の暫定措置命令 海洋関係保護に関
する命令を中心に」、黒柳めぐみ氏「投資紛争解決条約における仮保全措置の一
考察 国内裁判所における仮保全措置との関係について」
- 04年1月9日 民事法研究会：村上良恵氏「不作為による欺罔行為と情報提供義務」
- 04年1月8日 川上勉法学部教授退職記念講義：川上勉「アンドレ・マルローと『希望』 今日希
望を語る事ができるか」
- 04年1月16日 政治学研究会：村上弘氏「『日本の地方自治と都市政策：ドイツ・スイスとの比
較』（法律文化社，2003年）を刊行して」
- 04年2月6日 公法研究会：野澤充氏「中止犯論の歴史的展開」
- 04年2月9日 金融法務コンプライアンス研究会：小山泰史氏「サブリース契約に関する最高裁判
決の意義」、同氏「物上代位の目的債権を生ずる契約の性質決定」、コメンテ
ーター 藤祐巖氏、大河純夫氏「民法109条・110条重畳適用論」
- 04年3月18日 民事法研究会：廣峰正子氏「民事責任における抑止的機能の地位 フランスにお
ける民事罰概念をひとつのてがかりに」

学術研究プロジェクト：

基盤研究A「現代韓国の安全保障・治安法制の実証的研究」

基盤研究B「グローバル化時代の「人間の安全保障」構築に関する憲法学的研究

基盤研究C(2)「日韓涉外相続課税の論理的・実際の問題点と改革課題の法的研究」

基盤研究S「グローバル化時代における国際犯罪と人間の安全保障に関する
総合研究」

若手研究B「欧州諸機関・国連による人権条約義務の領域的・時間的拡大と国際法理論への
影響」

人文科学研究所：近代日本史思想史研究会

国際地域研究所：東アジアの和解と平和研究会

国際言語文化研究所：アイデンティティ研究会/日系文化研究会

編集後記

法科大学院が設置され、立命館大学法学部は新しい幕開けを迎えることとなります。

これにあわせて立命館大学法学部ニュースレターのデザインを先号より変更し、2色刷としました。立命館大学法学部に関係する皆様に、「法学部の今」をよりビジュアルにお伝えすることがその目的です。また今号では、新たに「座談会」を企画しました。

ニュース・レターが立命館大学法学部と皆さんを結ぶコミュニケーション手段として、さらに展開・発展するよう、紙面の充実に努力したいと思います。

なお、このデザイン変更や新たな企画の立ち上げに伴い、編集事務を務めて下さる法学部共同研究室の市川美貴さんには、ご尽力頂きました。この場をお借りして、お礼を申し上げます。

Yamada Yoshihiro



デザイン・監修

山田 泰弘（法学部助教授）

立命館大学法学部ニュースレター
第36号（2004年3月）

編集：立命館大学法学部ニュースレター編集委員会

発行：立命館大学法学部研究委員会・立命館大学法学会
京都市北区等持院北町56-1

TEL. 075-465-1111(代) / FAX 075-465-8294

<http://www.lex.ritsumei.ac.jp/>